

建設業経営者の皆様へ

建設業における「働き方改革」セミナー

～関連法律の解説と建設現場における「労務管理」のポイント～

主催：加茂商工会議所 主管：建設部会

今まで建設業は、「時間外労働の限度に関する基準」(36協定)の適用除外業種となっていました。が、「働き方改革関連法案」が順次施行されたことから、建設業も令和6年4月以降は、他の業種と同様、上限規制が適用され、守らないと罰則が課せられます。

また、昨今の人手不足からみても、優秀な人材を確保のためには、労働時間や最低限の労務管理体制の整備が建設業において必須となります。

本セミナーでは、順次施行される法律に沿って、36協定の意味と作成方法、労働条件の明示雇用契約書の作成方法、建設現場における労務管理のポイント、有給休暇の管理方法など、知っておくべき労務管理の知識について詳しく解説いたします。

1. 日 時 令和元年9月9日(月)
13:30～15:00

2. 場 所 加茂商工会議所会議室

3. 講 師 加藤社会保険労務士事務所
所長／社会保険労務士 加藤 美香 氏



4. 内 容 ①建設業における「働き方改革」とは
②定着率を上げるために今、取り組まなければいけないこと
③その他

5. 参加料 会員：無料 非会員：3,000円

6. 申込み 下記申込書に記入のうえ、9月5日(木)までに事務局(担当／山本
TEL:52-1740、FAX:52-4100)へお申し込みください。

切らずにこのままFAXしてください

建設業における「働き方改革セミナー」参加申込書

加茂商工会議所(担当／山本 FAX:52-4100)行き

事業所名			住 所	
T E L			F A X	
参加者名			参加者名	